

第一中学校いじめ防止基本方針について

本校では、「名取市いじめ防止基本方針」を参考にして、いじめ防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方、重大事態への対処等に係る基本的な方向や取組の内容を、「第一中学校いじめ防止基本方針」として策定いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

I いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

II いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いつでも起こり得るという認識のもと、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決に向けて取り組みます。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはなりませんので、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組みます。

1 いじめを生まない・許さない学校

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、生徒会等による主体的な取組を支援します。また、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促します。

2 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す

○いじめられた生徒を守る

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるようにします。また、組織的に守り通す取組を徹底します。

○生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援します。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校全体による組織的な取組により解決を図れるよう教員研修を実施していきます。

4 保護者・地域・関係機関との連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者の皆さまや地域、関係機関と連携し、いじめ問題解決に向けて取り組みます。保護者の皆さまへは、お子さんがいじめを行うことのないよう、ご家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるようお願いします。

III いじめ防止等に関する取組

学校は、名取市教育委員会等と連携し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」及び「重大事態への対処」の四段階に応じて、いじめ防止に向けた効果的な対策を講じます。

1 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・生徒が自己存在感を感じられる、共感的な人間関係を築ける、自己決定ができる授業づくり、集団づくり、学校づくりの推進
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・面談や家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

2 早期発見

- ・月1回のアンケート調査の実施、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び外部電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

3 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせた生徒の安全確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保
- ・毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・保護者への支援・助言・保護者会の開催などによる保護者との情報共有

4 重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は名取市が行う調査への協力